

保護者 様

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。学校保健安全法施行規則によりインフルエンザの出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。（下表をご参照ください。）

これに従いまして本校では以下のようにいたします。

治癒し再登校するときは、この「治癒報告書」を学校に提出してください。その際治癒については主治医に助言をもとめ、いつまで療養が必要か確認をお願いいたします。

なお、この報告書は、保護者の方に記入していただくものです。医療機関に記入してもらう必要はありません。

辰野高等学校長

【参考 登校停止期間例】解熱→熱が平熱程度に下がった日を「解熱日」としてください。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	発症	← 発症後5日間は登校できません →						
例1	発症	解熱	1日目	2日目			登校可	
例2	発症		解熱	1日目	2日目		登校可	
例3	発症			解熱	1日目	2日目	登校可	
例4	発症				解熱	1日目	2日目	登校可

治 癒 報 告 書

辰野高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ 型
発症日（発熱した日）	年 月 日（ ）
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日（ ）
解熱した日	年 月 日（ ）
学校を休んだ期間	月 日（ ）～ 月 日（ ）

年 月 日

保護者氏名